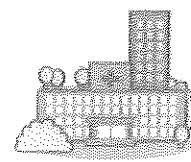


医療機関と事業承継



■片山・田中法律事務所 ■弁護士 片山 卓朗

Vol. 3

— 相続による事業承継 —

相続人に医師がいる場合の検討課題（2）

（2）医療法人の場合（前回の続き）

医療法人の場合には、医療機関を相続する相続人が取得する相続財産は、医療法人の出資持分となります。相続の対象が、個別的な資産・負債ではなく、医療法人の出資持分という抽象的な資産となります。

医療法人の出資持分は、株式会社の出資持分に相当する「株式」とは大きく異なります。まず、経営権と出資額との関連性が切離されています。「株式」の場合には株式の数、すなわち出資額の大きい株主が会社の経営権を取得できる仕組みとなっていますが、医療法人の出資持分の場合には、出資額の多寡にかかわらず社員1人1人の経営に関与できる権利は同じです。一般的に「社員」という言葉は、会社の従業員のことを指しますが、ここでいう「社員」とは社団の構成員という意味で株式会社の「株主」に相当します。株式の場合には株主総会における議決権の数は、所有する株式の数に比例して大きくなりますが、出資持分の場合には、いくらくらい大きな出資持分を所有していたとしても1人1票となります。全く出資をしていないにもかかわらず、社員となることも可能ですし、出資持分をもってはいるが、社員ではない者がいることもあります。

また、「株式」の場合には、会社の業績によって、配当を受けることができますが、医療法人の場合、配当が禁止されています。したがって、いくら医療法人の業績がよくても、出資持分をもっているだけではなんの利益も受けることができないのです。

したがって、医師である相続人が医療法人の出資持分を相続した場合には、理事長に就任して医療機関の経営権を取得し、理事長報酬とし

て医療機関から収入を得ることができますですが、医師でない相続人には、基本的には医療機関から直接収入を得る方法はないのです。

問題は、医師ではない相続人の場合、持っているだけではなんの利益も受けることができない出資持分であるのにもかかわらず、相続税の計算の上では、相続財産として相続税の対象となることです。出資持分を相続した医師でない相続人に対しても、医師として医療機関の経営に関与できる相続人と同様に相続税の負担が生じる可能性があります。医療法人の相続による事業承継を考える際には、この点にも十分配慮しておく必要があるでしょう。

個人病院・診療所の場合と同じように、医療機関の相続の場合には、被相続人の相続財産の中で、出資持分の占める割合が大きいのが通常であり、場合によっては、相続財産の大半が出資持分であることもあります。そして、相続税の仕組みから、相続人が多ければ多いほど課税される税金の額が少なくて済むので、相続税を軽減するために、医師でない相続人に出資持分を相続してもらわなければならない場合もあります。その結果、なんの利益も受けることができない相続人に対しても、多額の相続税が課税されることになり、医師である相続人と医師でない相続人との間で、不公平感が際立つ結果となってしまうのです。

個人病院・診療所の場合と医療法人の場合と共に通する課題ですが、相続税の課税を軽減する観点からは相続人の数が多い方が有利なのですが、他方で、相続人間に争いが起こらないように相続させるためには、医師である相続人に集中して相続させる必要があります。この矛盾する課題をいかに調整するかが難しいのです。